

酪農及び肉用牛生産の 近代化を図るための 基本方針のポイント



酪肉近代化基本方針は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、10年後の平成27年度における望ましい畜産の姿を見通した上で、その実現に向け、今後、国はもとより、地方公共団体、農業者その他関係者が一体となって積極的に取り組むべき施策の方向性を明らかにしたものです。

平成17年5月

農林水産省生産局

パンフレットの発行に当たって

政府においては、農政推進の基本方向を定めた新しい「食料・農業・農村基本計画」を本年3月に閣議決定しました。この計画では、食料自給率向上に向けての取組や望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保などについて示されたところです。畜産についても、飼料自給率の向上をはじめとする品目別の生産努力目標や経営安定対策の在り方が示されました。

我が国の酪農及び肉用牛生産は、安全で良質な国産畜産物の安定供給という重要な使命を担っているとともに、幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支え、地域社会の活力を維持する等、極めて重要な役割を果たしております。このように我が国畜産が果たすこうした役割は、今後一層重要なものとなっていくと考えておりますが、他方で、近年、BSE感染牛の発生、国際化の進展に伴う安価な輸入畜産物の増加など、我が国の畜産を取り巻く環境の変化に的確に対応していくことが求められています。

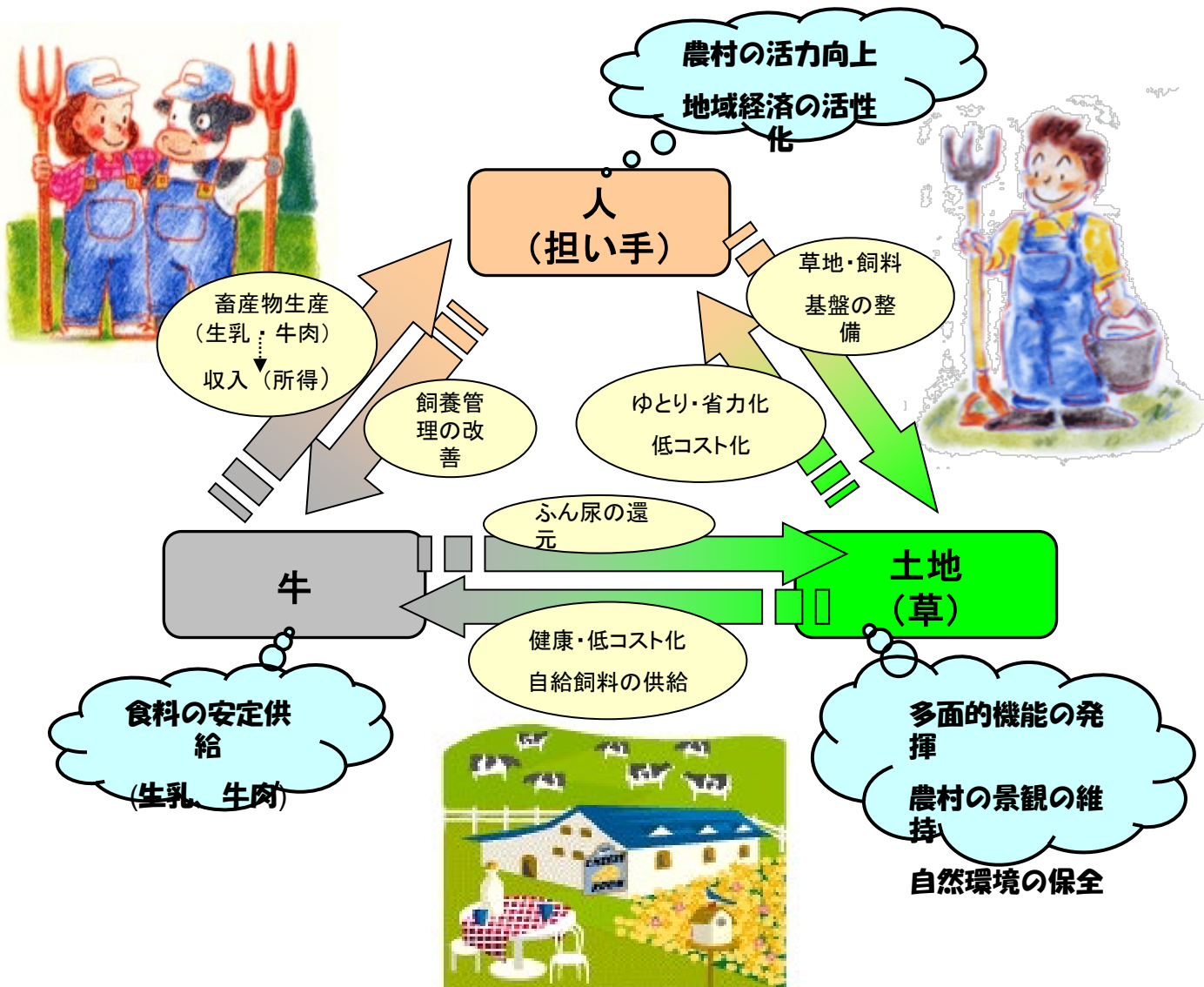
このような状況を踏まえ、農林水産省では、我が国の畜産の競争力とその役割を一層高めていくため、「食料・農業・農村基本計画」の閣議決定に併せ、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を策定・公表したところです。この酪肉近代化基本方針では、10年後における望ましい畜産の姿の実現に向けた様々な課題と対応方向が示されていますが、酪肉近代化基本方針は、生産者、消費者、学識経験者、流通関係者、地方公共団体などの方々から成る食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会の場合において12回、1年以上にわたる忌憚のない御議論を頂戴しながら、まさに関係者の総意として作成されたものであります。

今後、酪肉近代化基本方針に示された課題の解決に向けては、国だけではなく農業者・農業団体、食品産業の事業者、消費者・消費者団体が適切な役割分担の下、着実に取り組んでいくことが、何よりも大切であると考えています。

このパンフレットが多くの方々の目に触れ、畜産施策に対するご理解を深めて頂く一助となれば幸いです。

酪農及び肉用牛生産の展開方向

- 酪農及び肉用牛生産は、本来、草を利用して牛を飼養し、牛は畜産物を生産し、人は家畜や草地の管理を行うといった「人－土・草－牛」のバランスの上に立脚する資源循環型の産業です。
- 一方、現在の畜産における課題である、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上、耕作放棄地等を活用した放牧利用、家畜排せつ物の有効利用などに取り組んでいくためには、このバランスを改めて考えてみる必要があります。



酪肉近代化基本方針の実現に必要な関係者の取組

皆が力を合わせて目標を実現

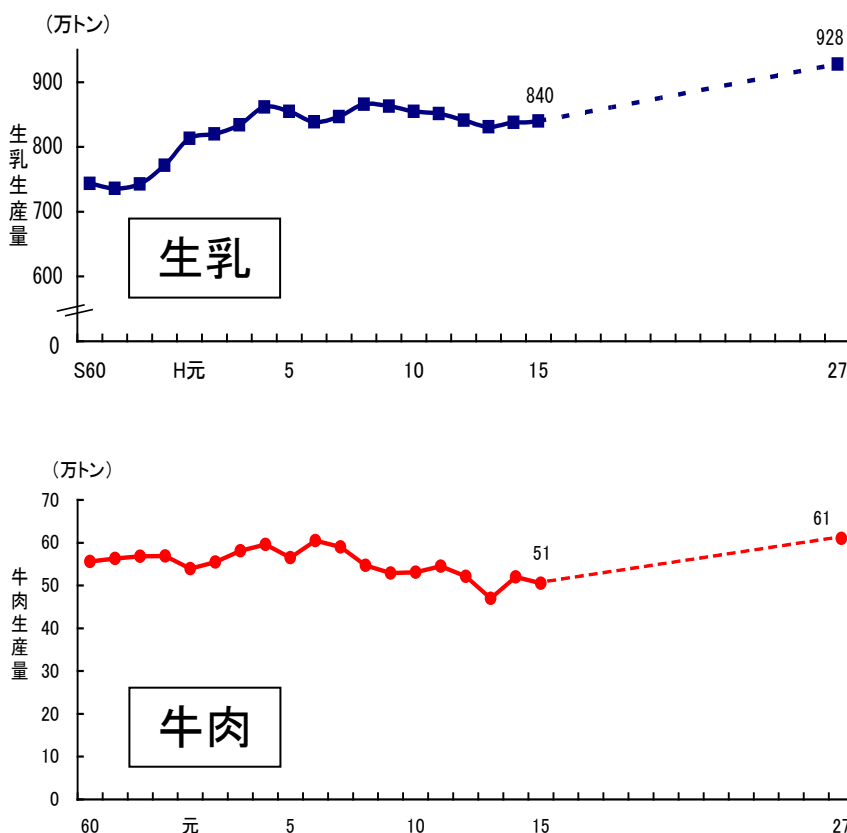
- 食生活において畜産物はたん白質やカルシウムの供給源となっています。食料・農業・農村基本計画においては、こうした栄養面での役割も考慮に入れた上で「望ましい食料消費の姿」を描き出し、その上で、「生産努力目標」を設定したところです。
- 食料・農業・農村基本計画の見直しとあわせ、将来の望ましい畜産の姿を見通した酪肉近代化基本方針を策定していますが、酪肉近代化基本方針に掲げた課題の解決に向けては、国だけではなく、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業の事業者、消費者・消費者団体などが適切な役割分担の下、着実な取組が行われることが重要です。

生産努力目標とは

いずれの品目もすう勢にまかせて生産が増加するものではありません。国産畜産物の生産拡大のためには、まず、輸入品と比べて魅力をもった国産畜産物として消費者に選択してもらう必要があります。

担い手の育成・確保、自給飼料生産、コストや環境などの国産畜産物を安定的に供給するための課題を解決した上で、達成可能な生産目標を「生産努力目標」といいます。

生産量の推移と27年度の目標



今後、酪肉近代化基本方針の具体化のため、より地域の実情に即した具体的な目標とその達成に向けた方針を内容とする都道府県計画（17年12月頃に策定・公表見込み）、市町村計画（18年3月頃に策定・公表見込み）が定められます。

基本方針

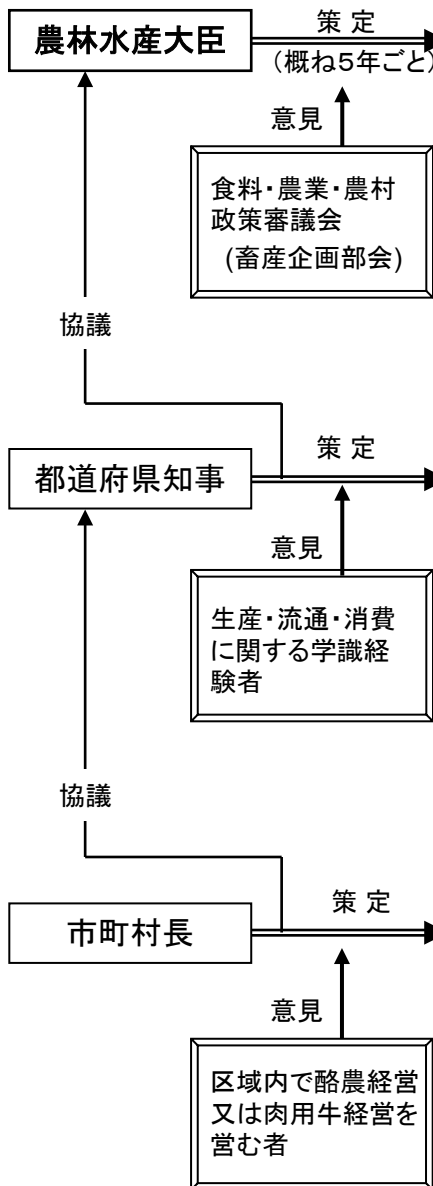
- (1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針
- (2) 生乳・牛肉の需要見通し及び生産数量の目標
- (3) 酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標
- (4) 集乳・乳業及び肉用牛・牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項
- (5) その他重要事項

都道府県計画

- (1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- (2) 生乳生産数量の目標、乳牛・肉用牛の飼養頭数の目標
- (3) 酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標
- (4) 飼料の自給率の向上に関する事項
- (5) 集乳・乳業及び肉用牛・牛肉の流通の合理化に関する事項
- (6) その他必要な事項

市町村計画

- (1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- (2) 生乳生産数量・乳牛飼養頭数又は肉用牛飼養頭数の目標
- (3) 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標
- (4) 飼料の自給率の向上のための措置
- (5) その他必要な事項



国際化に対応し得る産業構造を確立するために

1 畜産の「担い手」育成・確保に向けて

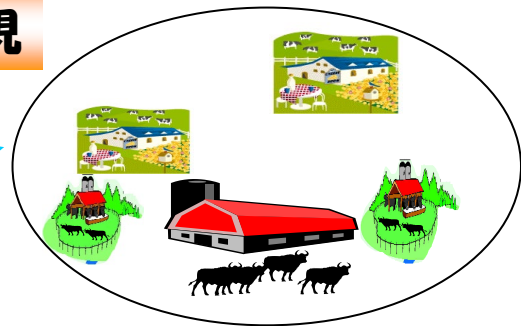
- 国際化が進展する中、将来に渡り、畜産の安定的発展を図るためには、各地域において、より競争力が高く持続性のある生産構造を確立することが必要です
- このためには、地域の生産構造が、意欲と能力のある「効率的かつ安定的な経営及びこれを目指して経営改善に取り組む経営」によってしっかりと支えられていることが不可欠であり、「担い手」とは、このような、地域の畜産生産を支える経営体です。
- 生産コスト低減や生産物の高付加価値化などを通じて、一定(他産業並み)の所得を安定的に確保出来るような経営体を「担い手」として育成し、それらが生産構造を支えるとともに、その姿を見て、後継者や新規参加者が積極的に就農することで、生産構造が持続可能なものとなります。

競争力が高く持続性のある生産構造の実現

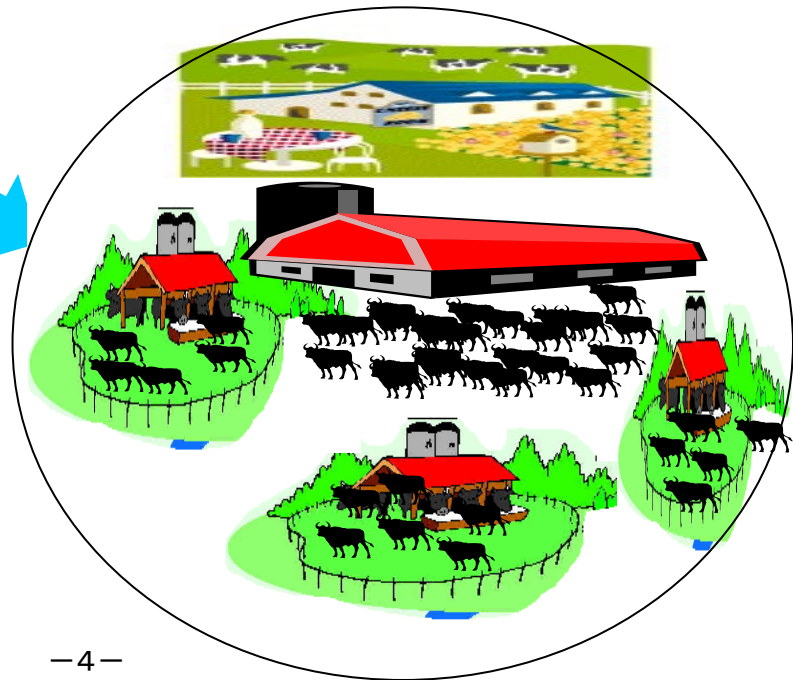
現在の生産構造



何もせずに放置すると、
5～10年後は...



- 担い手を育成し、それによって支えられる生産構造の将来ビジョンを確立
- ビジョンの実現に向け担い手育成・確保を強力に推進



2 担い手育成に認定農業者制度の活用を

- 担い手を明確化し、支援策を集中化・重点化していく仕組みとして認定農業者制度があります。畜産においても、この制度を積極的に活用し、「担い手」は認定農業者を基本とすることが適当と考えられます。
- 酪農及び肉用牛生産では、他作目と比べて認定農業者の認定率が高いものの、今後とも認定率の更なる向上に向けた取組の推進が重要です。

認定農業者は地域の畜産を支える経営体

認定農業者とは

- 自らの経営を的確に把握・分析し
- 現在の経営を計画的に(5カ年計画)に改善し
- 他産業並みの所得を安定的に確保する

ことについて、自分で具体的な計画を立て、その計画の実現性の高さを市町村が認めた、いわゆる

地域を背負って立つ経営体

であることを自ら宣言した農業者なのです！

地域畜産の
安定的発展



認定農業者

認定農業者の認定率向上は「担い手」育成・確保の第一歩

認定率向上のための
地域における計画的な取組



- @ 実態の把握
- @ 認定率向上に係る目標設定
- @ 目標達成に向けた取組の推進

現在



5～10年後

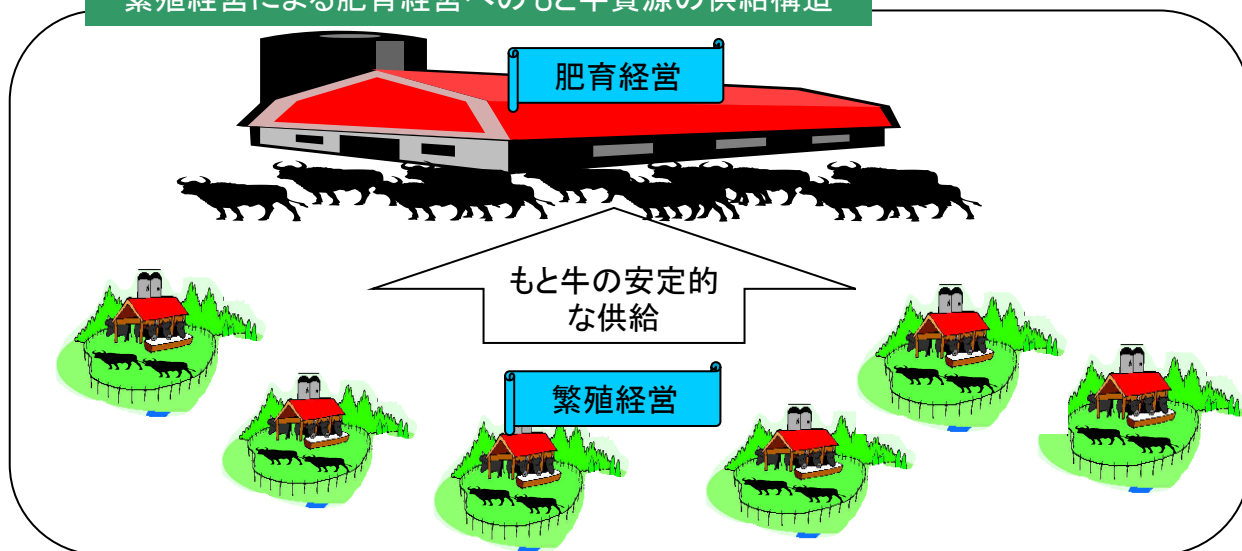


3 畜産の特性を踏まえた担い手の姿

- 畜産の「担い手」育成・確保に当たっては、認定農業者のほか、
 - ・ 肉用牛の繁殖経営と肥育経営の分離（繁殖経営による肥育経営へのもと牛資源の供給構造）や
 - ・ 産地銘柄化等の推進（生産組織等を核とした地域ぐるみでの品質の確保・供給力の強化）
- など、生産形態の特性や地域の実情を踏まえ、認定農業者に準じた一定の要件を満たす経営についても位置付けることとしています。
- なお、畜産の「担い手」の明確化と経営安定対策の見直しについては、品目横断対策の制度及び担い手要件の明確化の議論を踏まえつつ、本年秋頃を目途に具体化を図る予定です。

生産形態の特性や地域の実情(例)

繁殖経営による肥育経営へのもと牛資源の供給構造



- 生産組織等を核とした共同体設置
- 飼養管理、防疫・衛生や出荷の統一等を通じ、品質向上・コスト削減・産地銘柄化等の取組を共同で推進

生産者組織による産地銘柄化等の推進

○○銘柄牛生産協議会
□□地区和牛生産組合
JA○○部会
etc.

